

6 指定調査機関

(1) 指定の基準

意見の概要	意見に対する考え方
1. ア、ウは具体的でなくわかりにくい。「土壤環境監理士」、「土壤環境リスク管理者」、「土壤環境保全士（安全関係）」、技術士（関連部門）、環境計量士等、具体的に複数の資格やその判断根拠を指定あるいは例示することが必要である。土壤環境関連の既存資格を有効に生かすことが大切であり、人材の確保・育成の効率化もはかれる。土壤汚染の技術管理者を明確な国家資格とし、技術者講習会習会を開く等、国の責務を明らかにし、明確な基準で運営されることを希望する。（7件）	「3年以上の実務経験」については十分に明確なものと考えています。 「同程度の知識及び技術を有する者」については、環境部門の技術士の資格を有する者であることなど、要件の具体化を図ることとしています。 なお、国家資格を設けたり、特定の講習を要件とすることについては、その他の要件により適切な技術管理者を判断できることから、必要なものとは考えていません。
2. ア「3年以上の実務経験を有する者」を「3年以上の実務経験を有する調査機関に在籍し、実務経験1年以上を有する者」と訂正してほしい。1年以上の実務経験があれば、調査業務の引継ぎ上の問題はないと考える。	業務の経験は、組織に蓄積されるものではなく、主に個人に蓄積されるものであり、実務経験は法人単位ではなく個人単位で考慮することが適当と考えます。 なお、このような考え方は、他の制度における実務経験の考え方と同じものです。
3. 「技術上の管理をつかさどる専任のもの」を「技術上の管理をつかさどる責任を有する者」又は「技術上の管理をつかさどる者が選任されている」などに訂正してほしい。専任のものが他の業務を兼務してはならないとすると、中小の調査機関では他の業務と兼務しない者を置く事が困難な場合もある。	土壤汚染状況調査の技術上の管理に専任されている必要はなく、その法人に所属していれば、他業務と兼務していてもよいこととします。
4. 技術全般を管理する技術者の存在だけでは不十分ではないか。調査で一番大事なのは現地で実際にサンプリング等の作業を行う技術者の技術力と資質（倫理性）である。この現場技術者（業界では昭和41年以来「地質調査技士」として資格化。）を技術要件としないまでも、何らかの形で評価すべきである。（国土交通省の地質調査者登録制度では営業所毎に現場管理者を置くことで評価。）例えば業務執行体制を届け出る様式の中に、これら現場技術者の保有人数又は個別氏名を書かせることも一つのアイデアではないか。これにより一定の現場技術が担保されるものとする。	御指摘の点は「3年以上の実務経験を有する者」といった要件として確認することとしています。また、現場作業の適切な管理も、「土壤汚染状況調査の技術上の管理」に該当し、技術管理者の責任の範囲に含まれるものと考えています。

５．技術上の管理をつかさどる専任の者は代表権を有する者でなくてもいいのか。	代表権を有する者である必要はありません。
６． イに「技術士（環境及び化学部門）」を追加し、要件として「ア、イ双方を必須」とすべきである。本分野は環境及び化学の知識が必須であり、その分野の範囲内で資格要件範囲を広げることが肝要である。加えて、土壌調査には経験技能が不可欠であることからア、イ双方が必須である。本来は本分野の国家資格が必要と考える。	ウの「同程度の知識及び技術を有する者」として、環境部門の技術士の資格を有する者などが該当するものと取り扱うこととします。 なお、３年以上の実務経験や一定の資格については、そのどちらかを有すれば土壌汚染状況調査の技術上の管理を行うことができると考えており、両方を必須の要件とする必要はないと考えます。
７． イ「地質調査業者登録制度又は建設コンサルタント登録制度（地質部門又は土質及び基礎部門に限る）の登録を受けている者」と規定した場合、これら以外の業を実施している会社にとっては、社会通念上不公平が生じるため、下記部門の技術士を有するとの条件で総合建設業も能力基準に加えるべきである。建設部門（土壌及び基礎、建設環境）、応用理学部門（地質）、環境部門（環境保全計画、環境測定、自然環境保全）。（２件）	地質調査業等については、その技術が土壌汚染状況調査の技術と一定の親和性があることから、そのような位置づけとしたものです。 他の業を行う者についても、アの「３年以上の実務経験を有する者」や、ウの「同程度の知識及び技術を有する者」（環境部門の技術士の資格を有する者であることなど、今後、要件の具体化を図ることとしている）を有していれば指定調査機関に指定されることから、不公平が生じているとは考えていません。
８． イ「地質調査業者登録制度又は建設コンサルタント登録制度」の登録を受けている者で、過去に社会的ルールに逸脱した行為が見られた機関は、信頼性のある調査ができる能力を有すると判断できないので、調査を行うことが出来ないとすべきである。	不適切な方法により土壌汚染状況調査を行った者は、環境大臣の改善命令を受け、なお改善しない場合は指定が取り消されることから、信頼性のある調査を行わない機関による調査は排除されるものと考えています。
９．指定調査機関の資格として、計量証明事業所としての分析機関を有する必要があるのか。	計量証明事業所としての分析機関を有する必要はありません。
１０－１．指定の基準として「計量証明事業所であること」を追加してほしい。理由として、 土壌の汚染調査には計量法に規定される計量証明行為が含まれており、また、調査結果に法的な責任を持たせるためにも、調査機関は計量証明事業所であることが望ましい。計量証明事業者等による分析能力の担保も基準として明示すべきである。土壌の深い部分のサンプリングはボーリング装置などの特殊機材を要するため、専門の地質調査業者や土木建設業者に委託している場合が多いが、これらの業者で汚染物質の分析並びに解析までできるところは少な	指定調査機関として必要な土壌汚染状況調査の技術は、土壌の測定分析の作業の技術というよりも、サンプリング地点の選定などの調査計画の立案や、測定分析結果の総合的判断などの技術です。 したがって、計量証明事業者を無条件で指定調査機関に指定することは適当ではありませんが、必要な要件を満たせば計量証明事業者も指定調査機関となることができます。 なお、土壌の測定分析の結果を他者に証明する行為は計量法上の計量証明に該当することから、土壌の測定分析の部分のうち計量法上の該

い。このような現状に推察し、環境測定分析事業者が指定調査機関から締め出されることがないよう配慮願いたい。規制緩和推進に関する度重なる閣議決定において、「強制法規、工業標準化法の各指定・認定機関等について、それぞれの法令で定める要件に合致する場合には、可能な限り相互の活用を図ることにより、重複検査を排除し、効率的な認証体制を実現する。」との趣旨が繰り返して強調されている。この趣旨に沿った規制緩和は、一般需要者の安全を効率的に保ち、かつ規制に係る国内企業の国際的競争力増強を図る上で不可欠である。（４件） １０－２．イに、「環境計量証明業（濃度）登録制度の登録を受けている者にあつては、当該制度上の計量管理技術者としての要件を満たす者」を追加してほしい。指定調査機関に関しては、環境計量証明業（濃度）登録業者が有する汚染調査技術の実績と土壤汚染物質の化学的挙動分析の経験を有効に活用すべきである。ただし、上記登録業者の技術対応範囲は広いことから、土壤汚染対策技術に精通した技術管理者が存在することが必須条件である。	当部分は、当然に計量証明事業者により行われることが必要と考えています。
１１．経理的側面から指定の基準を設けるべきではない。調査の信用性と経理的部分は区別すべきである。ベンチャー企業等の設立間もない企業（土壤汚染調査の実務経験を３年以上有する者が在籍し、コンサルタント経験は豊富）にとっては、債務超過等の経理的基礎に係る基準は非常に厳しく、ベンチャー企業育成に大きな妨げになる。	土壤汚染状況調査を的確に行うためには、事業を継続的に実施するための一定の資金的背景が必要であり、経理的基礎に関する要件を設ける必要があります。 なお、その要件は必要最小限のものに限定しています。
１２．経理的基礎に係る基準について、「業務を的確に遂行するための人員等を有し」とあるが、この記載では定量的尺度が不明のため、人員なら何名以上、設備なら何の設備が必要か等を具体的に示すべきである。（５件）	設備は特に必要ありません。人員は最低限、技術管理者である者１人を有する必要があります。
１３－１．ア「指定調査機関の役員等の過半数が、役員または使用人を務めている法人」を削除すべきである。計量証明事業では、親会社から委託された計量証明事業を実施することは	指定調査機関と一定の人的・資本的関係にある法人が土地の所有者等などとなっている土地であっても、一定の社内チェック体制を整備することにより、調査結果の適正さを確保するこ

問題ないとされている。

１３－２．計量証明事業所については、「役員等の構成に関する基準」を削除すべきである。不正が行われるのではないかと懸念があるものと推測するが、懸念される不正は計量法で厳しく規制されており、虚偽の申請・報告等がなされることはあり得ない。（３件）

１３－３．ウ「子会社または親会社」とは単純に50%以上の出資関係だけが基準と考えてよい。

１３－４．ウ「子会社又は親会社」が所有者等である場合には調査の業務ができないとされているが、所有者等が汚染原因者であるおそれがなくかつ一時的に土地所有者等となっている場合については例外として認めてほしい。

１３－５．ウ「指定調査機関の子会社又は親会社」を削除すべきである。理由として、(1) 調査密度を変える場合や試料採取を行わない場合は都道府県知事の確認を受けることになっており、親子関係の会社が調査を実施する場合でも不公正な調査計画はできない。(2) 子会社が分析を行う場合でも、公定法に基づき実施され、分析値については環境計量士及び環境計量証明事業所によって保証されている。また、計量法第113条第5号により、虚偽の内容の証明行為に対しては厳しい罰則が設けられており、子会社又は親会社の関係にあっても不正な調査を実施するとは考えられない。(3) 環境関連測定業務については、親会社が出資して分析会社（環境証明事業）を設立して実施している場合が多く、この分析会社は独立して社内外から土壌汚染調査等の業務を受注している。親会社からの受注がなくなれば子会社の経営上の影響が大きい。水質汚濁防止法、大気汚染防止法等において、施設を所有する会社と測定する会社の関係において、同様の規定は存在しない。(4) 指定調査機関等が定められている他の法律の記述では、「役員または職員の構成が・・・業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること」とあり、それ以上の記述はない。

とは可能と考え、土壌汚染状況調査の実施そのものができることとはせず、必要な社内チェック体制が整備されているかどうかを確認するに止めることとします。

(5) 100㎡メッシュの必要性を検討した時に、調査に恣意的要因が入らないようにするために同メッシュを採用したはずであり、さらに限定する必要はないはずである。(6)資本関係や取引関係があることをもって一律に規制することは、規制緩和の流れに逆行する。調査の公正さを保つという主旨からすれば、指定調査機関の資格要件を定めた上、不公正な行為をした場合の罰則規定（例えば資格の取り消しなど）を厳格に運用する事をもって事後規制を徹底する方向で、省令を制定・運用すべきである。(7)調査に関する要件を満足していれば、関連会社（子会社又は親会社）である場合の方が、調査実務において何かと効率的な作業ができ、時間的・経済的観点からもメリットがある。（30件）

13-6. イ、ウを削除すべきである。理由として、(1)計量証明事業所にはこの種の制約はなく著しく均衡を欠くものであり、事業機会を失わせるものである。不正を行う指定調査機関は行政機関の立入検査等で明らかにして指定を取り消せばよい。特にイについて担当役員が過去2年に遡って役員、使用者であった法人の親会社までもを規制対象に含めることは厳しすぎる。指定調査会社の現担当役員が過去の在籍会社と相互影響関係を有するとみるのは通常感覚から逸脱している。(2)この制限は、調査結果を捻じ曲げる不正が発生することを防ぐ目的かと想像するが、調査ポイントをずらして汚染の存在を隠すことは資本関係がある企業間のみ発生することか。商取引であるからには、発注者の意向を気にしない調査会社はいない。不正が生じるリスクは資本関係にあったり、役員が過去に在籍した会社との間にのみ存在するとするのは不条理である。(3)調査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないことを確保する手続きを社内規定で定めることが要求されており、そのことでもって資本関係があろうがなかろうが不正回避の目的は達成され则认为る。

13-7. 「役員等の構成に関する基準」を削除すべきである。理由として、(1)本調査は計量法での計量証明事業とほぼ同じ内容の業務となると考えられる。計量法では役員等の構成についての規定はないが、計量証明については何ら支障を来していない。(2)明確な技術的能力に係る基準と罰則があればよい。指定調査機関と調査対象者との関連を規定するのではなく、指定調査機関の役員等の人間性(成年被後見人、禁固以上の刑等)を問う基準とすべきである。(3)親会社の子会社である調査・分析機関に業務を委託することが他の法に置いて規制されている例はなく、なぜ本法のみこの規制を設けるのか不明である。すでに実績があり社会的に認知されている調査・分析会社を除外するというのは、あたかもこれらの会社が法を遵守しないという前提での政策であり、社会的公平性を著しく害するものと言わざるを得ない。(20件)

13-8. 「自らと以下の関係のある法人」を「自らと以下の関係のある法人、若しくは当該指定調査機関の役員等」と改める必要がある。少なくとも、当該指定調査機関の役員等が所有する土地を当該指定調査機関が調査することを禁ずべきである。証券取引法では、第166条第1項に規定するインサイダー取引の規制対象となる会社関係者についてきわめて広範に定義している。具体的には、会社の役職員(パート・派遣職員等も含む)、役員の配偶者および二親等内の血族(祖父母・父母・子供・孫・兄弟姉妹)、主要株主(10%以上の株式を保有)、大株主(3%以上の株式を保有)、関係会社、関係会社の役員およびその配偶者(親会社および子会社の役員等を含む)、会社関係者でなくなった後1年以内の者等が対象とされている。この例を踏まえるべきである。

13-9. その他の基準ア～ウは、社内の規定で明文化する必要があるのか。また、それを申請書類に添付するのか。

14. は内容が曖昧であるので削除すべきで

社内の規程(業務規程を想定)において、一

ある。(2件)	定の記載がなされていることを要件とすることとしています。
15. ア「特定の者を不当に差別的に取り扱わないこと」を削除すべきである。社内規定にどう記述すれば基準に合致するのか不透明である。「不当に差別的」の判断を当局の恣意に任すべきではない。(3件)	今後、その具体的な内容を検討し、公表することとします。
16-1. イ「利害関係の影響を受けない」とされているが、社内規程に定めがあれば、実際の取引関係(調査機関の売上に占める割合、融資取引の有無、その他の取引関係)が問題になることはないと考えてよい。	この規定は、個別具体の利害関係ごとの対応を求めるのではなく、調査方法が利害関係に影響されないような体制を整備することを求めるものです。
16-2. イ「利害関係の影響を受けない」を削除すべきである。理由として、(1)どの範囲までが利害関係なのか明確でなく、かつ、発注者と受注者という利害関係が発生する為、このような基準では実効性に欠ける。技術的能力に係る基準と罰則について公平明確な規定があればよい。(2)「土壌汚染状況調査が不公正になるおそれ」として、調査の実施を特定の者にとって不当に有利又は不利に取扱うことや、調査の手順が統一化されていないことにより調査結果にばらつきが出ることを想定するのであれば、ア及びウの内容にて網羅されており、イの内容は主旨と異なる。(3件)	その具体的な内容については、今後検討することとします。
17. 、 の「社内の規程において」定める事項は、各々の指定調査機関の内部的な社内規程よりも業務規程に明確に記載すべき事項ではないか。土壌汚染状況調査の業務にあたっては、何らかの利害が関係する土地の調査を将来請け負うことになるかどうかは事前にわからないことである。調査機関自らと関係する物件の請負を禁止するという細部の対応は、個々の物件について対応すべき事項であり、調査業務に関し必要な事項として規定し作成する業務規程にその内容を定めるべきと考える。	「社内の規程」とは、業務規程になる場合が一般的と考えています。
18. 指定検査機関となる者(団体)の内部規定で の内容が明記されているとしても、昨今の社会的状況を考えると、それを担保するための手段が外部の、それも第三者機関によって講	調査の公正性を確保するためのチェック体制は、必ずしも外部の者の関与を求めるものである必要はないと考えています。

じられていなければ、社会的な信用が得られない。したがって、その他の基準の各事項が実際に守られるためにNPO等第三者機関との協働のための手続きを明記すべきである。（例：NPO等から申し出があれば協働で検査を行う等。）	
19 - 1 . 調査機関の行う調査内容を明確にすべきである。調査の内容は、土地の履歴、現状等から土壌サンプリング計画立案・実行業務、でサンプリングした土壌の分析業務であり、いずれの調査も専門性、実務経験を要する。専門業務としての定義付けを厳正に行い、指定調査機関としてもこの点を区別して指定すべきである 19 - 2 . 「土壌汚染状況調査」の内容は「土壌サンプリング調査」であることを明示されたい。指定調査機関が実施する事項は、a)土壌サンプリング調査と b)土壌分析に分けられるが、その両方が該当するのではなく、恣意的要因が入る可能性のある a)のみが対象であることを確認する必要がある。なお、a)はサンプリング場所決定と実際のサンプリング、b)はサンプリングした土壌の分析が主要業務である。（10件）	土壌汚染状況調査の内容は、土壌のサンプリングと測定分析の双方を含み、調査の方法を定める省令の規定により明らかにします。 なお、サンプリング作業、測定分析等の調査内容の一部については、指定調査機関は外部に委託できます。指定調査機関が行う必要があるのは、サンプリング地点の選定などの調査計画の立案、サンプリング作業の監督、測定分析結果の総合的判断などです。 したがって、サンプリング作業や測定分析についての実務経験を求める必要はないと考えています。
20 . 調査の信頼性や公正性を確保するため、指定調査機関の職員のみが試料を採取できるとすべきである。現在、土壌関係の調査に関連して計量証明書が発行された事例を見ると、計量証明事業所の職員が土壌試料の採取を行った自社採取の他に、計量証明事業所の職員以外の者が採取し計量証明事業所に持ち込む、いわゆる持込み試料について計量証明書が発行されているケースも少なくない。こうした持込み試料について計量証明書を発行することは、計量法上の問題はないと考えるが、法の施行に伴いより厳格な土壌調査の実施が求められていることから、こうした持込み試料は法に基づく調査では好ましくないと考える。	サンプリングの作業自体は、方法が明確であり、地点があらかじめ特定されていれば単純な作業であり、外部に委託できるものです。 しかし、指定調査機関は調査の適正さを確保する責任がある以上、作業を委託した場合であっても、当然にその職員が作業に立ち会って監督することとなるものと考えています。
21 . 汚染除去作業結果の信頼性を高め、公共の安全を図るために、「土壌汚染除去業務と指	土壌汚染状況調査と汚染の除去等の措置は全く別個に行われるものであり、兼業を禁止する

定調査機関としての業務の兼業を禁止する。」 ことを省令に明示すべきである。	必要はないと考えています。
22. 調査機関が限定されその結果調査費用が高騰しないよう、指定調査機関の選定基準は対象を国内に限定せず外国調査機関の参入を促すべきである。	外国の調査機関についても、要件を満たす場合には指定することとなります。

(2) 指定申請の手続き

意見の概要	意見に対する考え方
1. 添付書類のうち、欠格条項に該当しないことを説明した書類、指定の基準に適合することを説明した書類は、第三者機関による署名を必要とするのか。	第三者機関による署名は特に必要ありません。

(3) 業務規程の記載事項

意見の概要	意見に対する考え方
1. 業務規程とは、(1)1.の社内規定の一部なのか。それとも依頼側と受託側の契約事項の一部なのか。	社内規程の一部と考えています。
2. 当社は、全国的に数力所の事業所を持ち、いずれの事業所でも調査が実施できるようにしたいので、「土壌汚染状況調査の業務を行う事業所の所在地」については複数の事業所を併記しても差し支えないようにしてほしい。	複数の事業所を併記することもできます。
3. 「土壌汚染状況調査の業務を行う地域」とは自治体単位の地域を意味するのか。また、全国を調査業務の対象とする場合には「日本全国」という地域指定は可能か。	日本全国を業務の対象地域とする旨の記載をすることもできます。
4. 当社では全国的に数力所の事業所を持ち、業務を行う地域は日本全国を考えている。そもそも「土壌汚染状況調査の業務を行う地域」を記載させること自体が殆ど無意味であるので、は不要である。	土地の所有者等が調査を依頼する指定調査機関を選択するに当たり、その地域で業務を行っているかの情報が必要となる場合もあることから、記載していただくこととしています。
5. 「土壌汚染状況調査の業務を行う地域」を「調査を行う地域又は調査を行う可能性のある地域」と訂正してほしい。業務を行う地域を今後拡大する可能性があるため、予測して申請する必要もあると考える。	調査を依頼しようとする土地の所有者等への適切な情報提供の観点から、業務規程にはその時点での業務を行う地域を記載することが適当と考えます。 なお、業務規程を変更することにより、業務を行う地域を拡大することができます。
6. 業務規程の記載事項 ～ の具体的事項に	今後、その具体的な内容を検討し、公表する

については、どこまで記載することを要求しているのか。（例えば、業務作業手順書などの作成が必要かどうかなど。）（２件）	こととします。
７．指定調査機関の遵守事項と国の責任範囲をより具体的に明確にすべきである。各指定調査機関を国がどこまで担保するのか不明であり、業務規程、調査方法や費用等がバラバラでは、調査を依頼する側や周辺住民等に戸惑いが生じる。	国は、土壤汚染状況調査の技術的な方法を定めるとともに、指定調査機関が一定の能力を有する者であることを確保します。一方、個々の土壤汚染状況調査の実施については、指定調査機関の責任において行われます。
８．業務規程に「外注（または下請け）に関する事項」を記載すべきである。従来の環境調査等では調査の一部又は全部を他の機関に下請けさせる行為が見受けられたが、調査の信頼性の観点から、指定調査機関自身が調査を行うのが望ましく、外注行為に何らかの制限を課すべきである。	土壤のサンプリング作業や測定分析の外部委託に制限を課すことは考えていません。 業務規程への記載については、詳細は今後検討することとしますが、外部委託について何らかの記載をすることとします。

（４）業務の廃止届出

意見なし

（５）その他

意 見 の 概 要	意見に対する考え方
１．業務の状況について定期的に報告させる内容について具体的に明示してほしい。今後の業務に反映させる必要があるかどうかを判断するために必要である。	報告事項の内容は、今後検討することとしますが、現時点では、土壤汚染状況調査を実施した回数などの調査の実施に関する事項、財務内容等を考えています。
２．業務の状況について定期的に報告させる内容は、例えば、法３条、４条に基づく調査報告事項等に限定すべきである。指定機関の業務には、本法に基づく調査以外の業務や、それ以外のコンサル業務、自主調査業務等があり、M & Aの面で社外秘取扱の場合もあり報告できない。どんな内容も（調査先で業務上知り得た機密事項等）報告せねばならないとすると、事業の存続に関わる可能性も考えられる。（２件）	報告事項の内容は、今後検討することとしますが、決めるに当たっては、御指摘の懸念を踏まえることとします。
３．指定区域として公示される場合は別として、汚染のない土地の調査も相当数あると考えられ、これらの土地の調査実施事実が情報公開請求によって開示されると予想されない摩擦を生じる可能性もある。したがって、業務の状況	情報開示請求については、不開示情報に該当する情報は開示されないことから、開示による不都合は生じないものと考えています。 いずれにしても、報告事項の内容は、今後検討することとします。

についての報告事項は、実名や所在地等個別の物件が明示されないよう考慮し、実施件数及び汚染の判明件数等の実態を把握できる統計的数値のみの事項とすることが最適と考える。	
4．浄化措置等の対策実施前に必要な深度方向の汚染状況調査、浄化措置として原位置浄化措置などを実施した後の確認調査、地下水の水質のモニタリングなどを実施した後の確認調査などについて、法では特に規定がないが、調査の信頼性や公正性を確保する観点から、法に基づき実施される一連の調査は指定調査機関のみが実施できるなどの規定が必要である。	法に基づく「土壌汚染状況調査」はあらかじめ定められた一定の方法に基づいて行われる必要があり、調査全体の信頼性を担保するために指定調査機関に行わせることとしているものです。 御指摘の汚染の除去等の措置の効果の確認のための調査等は「土壌汚染状況調査」と違って一定の方法に基づいて行われるものでなく、状況に応じて行われた異なる調査の結果について個別に信頼性の確認が得られるのであれば、必ずしも指定調査機関に行わせる必要はないものと考えます。

7 基金による助成金の交付

意見の概要	意見に対する考え方
1．助成金の交付については、法が施行されれば、相当の対象事例が発見されることが予想される。できるだけ土地所有者の負担軽減を図るべく、助成範囲の拡大と、助成金枠の増大を講じていただきたい。	政令第8条における「環境大臣が定める負担能力に関する基準」については、御指摘も踏まえ様々な角度から検討してまいります。
2．個人零細企業に対する経済的な支援の拡充として、政府系金融機関において土地の調査、修復にかかる融資制度の融資枠を十分に確保するとともに、併せて、融資を容易に受けることができるよう信用保証制度等の特例保険制度を創設することも必要と考える。	日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫が「市街地土壌汚染・地下水汚染防止等事業」を既に実施しているほか、新たに中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫においても土壌汚染対策に係る融資制度ができないか要望しているところです。これらもあわせ、支援措置の充実に努めてまいりたいと考えています。
3．汚染者が判明しているが、措置の資力がない場合除去費用の負担は基金が対応することとされているが、汚染原因者がはっきりしない場合の除去費用の負担は、土地の所有者ではなく基金が負担するといった方策も可能ではないか。	汚染者が判明している場合には費用負担も含め汚染原因者に対し措置を命ずることになります。また、汚染原因者が不明・不存在の場合には、土地所有者等には当該土地を管理することについて一定の責任があることから、土地所有者等に措置を命ずることになります。なお、土地所有者等の負担能力が低い場合には、基金を通じた一定の支援を考えています。

４．費用負担能力が低い者に対して助成を行うことが助成金交付の趣旨であり、汚染原因者であっても、費用負担能力がない者にリスク低減措置を実施させることは不可能であるので、「（汚染原因者を除く）」を削除すべきである。	公害規制の分野ではこれまでも汚染者負担の原則が基本的に貫かれており、汚染原因者に対し公的助成を行うことは社会的に合意が得られないと考えています。
５．法第７条第１項の規定に基づき地方公共団体が覆土を命じたにもかかわらず、土地所有者等が覆土より経費のかかる対策を選定し、選定した対策に要した経費の一部の助成を地方公共団体に申請する場合があると考えられるため、土地所有者等に対する助成金の交付は、法第７条第１項の規定に基づき命令した内容に係る経費の一部を上限とすることを明確に示すべきである。	御指摘を踏まえ政令第８条において「法第７条第１項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた者」と明記することとします。助成の対象となり得るのは、当該命ぜられた措置に要する費用の範囲となります。